

3. その他

(1) 環境に配慮した住宅・建築物の普及促進

○環境問題等に対応するための先導的技術開発及び普及の支援

環境問題等の住宅政策上緊急に対応すべき政策課題について、先導的技術の導入により効果的に対応するため、民間事業者等で構成されるコンソーシアムから技術開発提案を募集し、採択した提案について国が補助を行い、当該技術の開発とそれを用いた住宅供給の促進を図る。

<事業フロー>

■事業採択

- ① 対象テーマ、達成目標等の諸条件を明示して、技術開発提案を公募。
対象テーマ
a) 住宅等におけるエネルギーの効率的な利用に資する技術開発
b) 住宅等に係る省資源、廃棄物削減に資する技術開発
c) 住宅等の耐震性の向上に資する技術開発
- ② 応募者は、技術開発内容、達成目標等について具体的に提案。
(応募者は複数の民間事業者等から構成されるコンソーシアムに限定)
- ③ 外部有識者等による審査委員会の審査を経て、採択案件を決定。



■事業実施

- ④ 採択された者に対して、国は、技術開発等に要する費用の1/2を補助。
(限度額 国費 1.8億円/年・件、3年以内)



■事業評価

- ⑤ 事業主体は年度末に技術開発の成果を報告し、審査委員会において達成度等の評価。
(成果及びその評価については、広く公表)



■事後フォロー

- ⑥ 事業主体は、事業終了後一定期間は、成果の実用化及び普及の状況について報告。

○住宅・建築物の省エネルギー性能の向上のための検討

住宅・建築物について、早急に省エネルギー化等の CO2 排出量削減対策を推進するため、省エネリフォーム等に関する技術基準や評価手法の整備等に向けた検討を行う。

○建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の開発・普及

建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）について、建築物のライフサイクルに対応した評価ツールの整備に加え、街区レベルでの環境性能評価システム等の確立に向けて、開発・普及を推進する。

